

# 「(仮称) 宮城県がん対策推進条例案」に対する 御意見 (パブリックコメント) の募集について

がんは、本県では昭和59年から死因の第1位であり、生命・健康にとって重大な問題となっています。

また、全国では、がん対策推進に係る条例について、41道府県ですでに制定されており、本県でも条例の制定を望む声が寄せられています。

このような状況を踏まえ、宮城県議会では、「宮城県がん対策推進計画」等に基づく県民本位のがん対策が一層推進されるよう、がんの予防、早期発見、良質な医療が適切に提供される体制を確立し、県民一人ひとりががんについての理解を深め、がんになり患しても健康で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする「(仮称) 宮城県がん対策推進条例」の検討を進めております。

つきましては、この条例の案に対し、広く県民の皆様からの御意見を募集いたします。

## 1 御意見を募集する案の名称

(仮称) 宮城県がん対策推進条例案

## 2 公表する関係資料

(仮称) 宮城県がん対策推進条例案の概要

(仮称) 宮城県がん対策推進条例案 (全文)

(仮称) 宮城県がん対策推進条例案と第4期宮城県がん対策推進計画等との比較表

## 3 関係資料の公表場所

宮城県議会ウェブサイト

([https://www.pref.miyagi.jp/site/kengikai/public\\_comment\\_20241129.html](https://www.pref.miyagi.jp/site/kengikai/public_comment_20241129.html))

宮城県議会図書室 (議会庁舎1階)

県政情報センター (県庁行政庁舎地下1階)

県政情報コーナー (地域事務所を含む各地方振興事務所内・仙台を除く。)



## 4 御意見の提出方法及び提出先

次のうちいずれかの方法により提出してください。

(1) オンライン (みやぎ電子申請システム)

<https://www.shinsei.elg-front.jp/miyagi2/uketsuke/form.do?id=1732512282017>



(2) 電子メール

メールアドレス : [gtyosah@pref.miyagi.lg.jp](mailto:gtyosah@pref.miyagi.lg.jp)

※ 件名に「(仮称) 宮城県がん対策推進条例案に対する意見」と記載してください。

(3) 郵送

〒980-8570 宮城県議会事務局 政務調査課 政策法令班

※ 県庁専用の郵便番号につき、住所記載不要です。

※ 封筒に「(仮称)宮城県がん対策推進条例案に対する意見」と記載してください。

(4) ファクシミリ

ファクシミリ番号：022-211-3598

※ 1枚目等に「(仮称)宮城県がん対策推進条例案に対する意見」と記載してください。

## 5 御意見の募集期間

令和6年11月29日(金)から令和6年12月26日(木)まで

※ 郵便の場合は当日必着

## 6 御意見提出時の留意事項

(1) 御意見を提出する様式は自由ですが、日本語に限ります。

(2) 御意見提出に当たっては、住所・氏名(法人又は団体の場合はその名称及び代表者の氏名)・電話番号を必ずお書きください。

(3) お電話による意見提出は受けませんので御了承ください。

## 7 御意見の取り扱い

(1) お寄せいただいた御意見については、その概要を取りまとめ、これに対する県議会の考え方を、「3 関係資料の公表場所」と同じ場所で公表する予定です。

(2) お寄せいただいた御意見のうち、賛否のみの表明に係るもの及び条例案に関連のないものについては、県議会の考え方を公表しないことがあります。

(3) 御意見をお寄せいただいた方に対し、個別に回答はいたしませんので御了承ください。

(4) 御意見を提出された方の氏名(法人又は団体にあつてはその名称)やその他属性に関する情報については、御意見の内容について確認を行いたい場合などに利用するものであり、他の目的に利用するものではありません。

## 8 今後の予定

お寄せいただいた御意見を参考にして条例案について検討し、成案を上記「3 関係資料の公表場所」と同じ場所で公表する予定です。

## 9 お問い合わせ先

宮城県議会事務局 政務調査課 政策法令班

電話番号：022-211-3593(直通)

メールアドレス：gtyosah@pref.miyagi.lg.jp

※ お電話でのお問い合わせは、月～金曜日午前8時30分から午後5時15分までの間にお願いいたします。